

## 設計工事請負契約(案)

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び契約者(以下「乙」という。)は、この契約書(頭書及び別紙を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書等(以下に定義する。)及び設計図書(以下に定義する。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書、要求水準書等及び設計図書を内容とする設計及び工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 この契約において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる

- (1) 本事業 豊田市旧簡易水道施設更新工事(設計・施工一体型)をいう。
- (2) 設計 要求水準書等が定める本事業における調査及び設計に関する業務をいう。
- (3) 工事 要求水準書等が定める本事業における工事に関する業務をいう。
- (4) 要求水準書等 甲が、発注時に入札公告等に添付する要求水準書(別紙1から3を含む)及び質問回答書並びに提案書類をいう。
- (5) 設計図書 要求水準書等の定めに従い、詳細設計図書として乙が作成し甲に提出する以下の図書をいう。
  - ア 設計報告書
  - イ 設計図(図面、特記仕様書を含む。)
  - ウ 設計計算書
  - エ 工事費内訳書
  - オ 数量計算書
  - カ 施工計画書
  - キ その他(各種申請補助資料等)
- (6) 提案書類 乙が作成し甲に提出した技術提案書をいう。
- (7) 年度 4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。

2の2 この契約書、要求水準書(別紙1から3を含む)、提案書類及び設計図書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この契約書、要求水準書(別紙1から3を含む)、提案書類、設計図書の順にその効力及び解釈が優先する(ただし、提案書類の内容が要求水準書の定める水準を超える場合又は提案書類において要求水準書よりも乙の負うべき義務若しくは甲の有する権利の水準が高い場合には、その限りにおいて提案書類が要求水準書に優先する)ものとする。

3 乙は、この契約における本事業をこの契約が定める事業期間内に完成し、設計図書及び工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。

4 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

5 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除(以下「催告等」という。)

は、書面により行わなければならない。

- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 10 この契約書及び要求水準書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 甲は、乙が共同企業体を結成している場合は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

#### (関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (契約金額内訳書及び工程表)

第3条 乙は、要求水準書等に基づいて契約金額内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

第4条 乙は、この契約書により契約保証金が免除されている場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合にあつては、履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

##### (1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が确实と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

- 2 乙は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 乙が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合にあっては、当該保証は第56条第4項各号に掲げる者が契約を解除する場合も保証するものでなければならない。
- 5 乙が、第1項の規定により同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、設計図書(未完成の設計図書及び設計を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 3 乙は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの、要求水準書等に定める工事仮設物及び第39条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 4 甲は、乙が前払金の使用又は部分払等によっても、なおこの契約の目的物に係る設計又は工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、特段の理由がある場合を除き、乙の契約金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
  - 5 乙は、前項の規定により第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金債権の譲渡により得た金銭をこの契約の目的物に係る設計又は工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条の2 乙は、設計図書(第40条第1項の規定により準用される第33条の規定する指定部分に係る設計図書を含む。以下この条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲

に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、設計図書が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該設計図書の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該設計図書が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 乙は、設計図書が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、設計図書が著作物に該当しない場合には、当該設計図書の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 乙は、設計図書(設計を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該設計図書を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該設計図書の内容を公表することができる。
- 5 甲は、乙が設計図書の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括委任又は下請負の禁止)

- 第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工  
作物の工事を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、設計の全部を一括して、又は甲が要求水準書等において指定した部分を第三者に委任し、  
又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 3 乙は、設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を  
得なければならない。ただし、甲が要求水準書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け  
負わせようとするときは、この限りでない。

(下請負人の通知)

- 第7条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができ  
る。
- 2 甲は、前項の規定による下請負が不相当と認めるときは、乙に対しその下請負を中止し、又は変更  
させるものとする。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第7条の2 乙は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条  
第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業  
者」という。)を下請契約(乙が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方  
としてはならない。

(1)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(2)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(3)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、乙は、甲の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を甲に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第8条の2 乙は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は設計図書によって表現される構造物若しくは設計図書を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、甲に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 乙は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第9条 甲は、監督員を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この契約書に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)この契約の履行に関し乙又は乙の現場代理人に対して行う指示、承諾又は協議

(2)設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

(3)設計の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

(4)設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験、確認若しくは検査

- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告等については、第12条第4項及び要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、この契約締結後5日以内に、要求水準書等及び甲の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に届け出なければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1)現場代理人

(2)主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。)又は監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。)

ただし、工事が建設業法第26条第3項に該当する場合は専任の者とする。

なお、この場合の監理技術者は、建設業法第26条第5項の規定による。

(3)監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。)

ただし、建設業法第26条第3項第2号の規定を使用し監理技術者が他の工事を兼務する場合に限る。

(4)専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、契約金額の変更、事業期間の変更、契約金額の請求及び受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権利の権限に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、第10条の2に定める管理技術者又は第10条の3に定める照査技術者を兼ねることができる。

(管理技術者)

第10条の2 乙は、設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計の管理及び統轄を行う。

(照査技術者)

第10条の3 乙は、要求水準書等に定める場合には、設計図書の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(履行報告)

第11条 乙は、要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

(モニタリング)

第11条の2 乙は、自らの責任及び費用負担において、設計及び工事に関し、要求水準書等の定めるところにより自らモニタリングを実施し、この契約書及び要求水準書等に定める水準、要件、内容等を満たしていることを確認する。

2 甲は、自らの責任及び費用負担において、設計及び工事に関し、この契約書及び要求水準書等に定める水準、要件、内容等を満たしていることを確認するため、要求水準書等に定めるところによりモニタリングを実施し、乙はこれに協力しなければならない。また、甲は、モニタリングの実施を第三者に委託することができる。

3 甲は、前項のモニタリングの結果、設計及び工事の実施状況が、この契約書及び要求水準書等に定める水準、要件、内容等を満たさないか、満たさないおそれがあると判断した場合、乙に対して改善の命令をすることができる。この場合、乙は、自らの負担により必要な措置を講ずるものとする。

4 甲は、前項の改善の命令をしたにもかかわらず、相当の期間経過後も、設計及び工事の実施状況が、この契約書及び要求水準書等に定める水準、要件、内容等を満たさないか、満たさないおそれがあると甲が判断する場合、甲は、乙に対して、その程度に応じて対価の減額を請求することができる。

5 設計及び工事の実施の全部又は一部について、甲は、モニタリングの実施を理由として何ら責任を負うものではない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認めるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任するものを除く。)、管理技術者、照査技術者又は乙から設計を委任され、若しくは請け負った者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、要求水準書等に定めるところによる。要求水準書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 2 乙は、要求水準書等において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
  - 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
  - 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
  - 5 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 乙は、要求水準書等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、要求水準書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
  - 3 乙は、前2項に定めるもののほか、甲が特に必要があると認めて要求水準書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受け

た日から7日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設及び調査機械器具、図面その他設計に必要な物品等(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
  - 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
  - 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
  - 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けたときにおいて、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
  - 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
  - 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは事業期間又は契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
  - 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 9 乙は、要求水準書等に定めるところにより、設計又は工事の完成、要求水準書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
  - 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 甲は、工事用地その他要求水準書等において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を乙が工事の施工上必要とする日(要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、要求水準書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(要求水準書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 乙は、工事の施工部分が要求水準書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。また、乙は、設計の内容が要求水準書等又は甲の指示若しくは甲と乙の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。これらの場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認めるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、監督員は、工事の施工部分が要求水準書等に適合しないと認める相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(条件変更等)

第18条 乙は、設計の実施又は工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書等の内容が一致しないこと(要求水準書等の優先順位が定められている場合を除く。)
  - (2) 要求水準書等に誤びゅう又は脱漏があること。
  - (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、入札説明書、要求水準書等又は設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 要求水準書等又は設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合は、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げるいずれかの事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、次に掲げるところにより、要求水準書等又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し要求水準書等を訂正する必要があるものについては、甲が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、甲が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により要求水準書等又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を乙に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の提案による要求水準書等の変更)

第19条の2 契約の締結後、乙は、要求水準書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく契約金額を低減する施工方法等に係る要求水準書等の変更について、甲に提案することが

できる。

- 2 甲は、前項の規定による提案の全部又は一部が適当であると認めるときは、変更内容を乙に通知して要求水準書等を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認めるときは、契約金額を変更しなければならない。

#### (設計又は工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場若しくは作業現場の状態が変動したため、乙が設計又は工事を実施できないと認められるときは、甲は、設計又は工事の中止内容を直ちに乙に通知して、設計又は工事の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計又は工事の中止内容を乙に通知して、設計又は工事の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により設計又は工事の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計又は工事の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときに必要な費用を負担しなければならない。

#### (著しく短い事業期間の禁止)

第21条 甲は、事業期間の延長又は短縮を行うときは、設計又は工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により設計又は工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### (乙の請求による事業期間の延長)

第22条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない事由により事業期間内に本事業を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に事業期間の延長を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、事業期間を延長しなければならない。甲は、その事業期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認める変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (甲の請求による事業期間の短縮)

第23条 甲は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮を乙に請

求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、必要があると認めるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第24条 事業期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が事業期間の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては甲が事業期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が事業期間変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第25条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第26条 甲又は乙は、事業期間内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額の変更の基準とした日」とする。

- 5 特別な要因により事業期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項に定めるもののほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の規定により請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

#### (臨機の措置)

第27条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他設計又は工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認める部分については、甲が負担する。

#### (一般的損害)

第28条 設計図書又は工事目的物の引渡し前に、設計図書又は工事目的物若しくは工事材料について生じた損害その他設計又は工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第60条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

第29条 設計又は工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第60条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶

等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたときは、甲と乙とが協議して、その損害賠償の負担額を定めるものとする。
- 4 前3項の場合その他設計又は工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 設計図書又は工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲と乙のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される設計の出来形部分(以下この条及び第55条において「設計の出来形部分」という)若しくは工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設及び調査機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第60条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該損害の額(設計の出来形部分又は工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設及び調査機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、甲が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1)設計の出来形部分又は工事目的物に関する損害

損害を受けた設計の出来形部分又は工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

(2)工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

(3)仮設物又は建設及び調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設及び調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該設計又は工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計図書又は工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(契約金額の変更に代える要求水準書等の変更)

第31条 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第35条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(中間検査)

第32条 甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、設計又は工事の適正な技術的施工を確保するため必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。

- 2 検査員は、前項の検査に当たり必要があると認めるときは、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(完了検査及び引渡し)

第33条 乙は、設計又は工事が完成したときは、その旨を甲に通知し、設計図書又は工事目的物の引渡しを申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、要求水準書等の定めるところにより、設計又は工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって設計又は工事の完成を確認した後、直ちに当該設計図書又は工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が第1項の規定による申出を行わないときは、当該設計図書又は工事目的物の引渡しを契約金額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、設計又は工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、補修の完了を設計又は工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

第34条 乙は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から40日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 甲は、その責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、検査期間満了となる期日の翌日から検査に合格した日までの期間の日数を40日から差し引いた期間内に契約金額を支払わなければならない。

(部分使用)

第35条 甲は、第33条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、設計図書又は工事目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができる。この場合において必要があるときは、甲は、乙の立会いの上、当該使用部分の出来形を確認しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による使用により乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(前金払及び中間前金払)

第36条 乙は、保証事業会社と、この契約が定める事業完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の10分の4の範囲内において、甲が定めた率による額の前払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から21日以内(12月29日から翌年の1月3日までの期間は、これに算入しない。また、その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日に当たるときは、その日以後最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。)に前払金を支払わなければならない。
- 4 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、中間前払金に関し、保証事業会社とこの契約が定める事業完了の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の10分の2以内の中間前払金の支払を甲に請求することができる。この場合において、前項の規定を準用する。
- 5 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ甲の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、乙から当該認定に係る請求があったときは、甲は、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 6 乙は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額の10分の4の範囲内において、甲が定めた率により計算した額(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、増額後の契約金額の10分の4の範囲内において、甲が定めた率により計算した額及び増額後の契約金額の10分の2の額の合計額)から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において、第3項の規定を準用する。
- 7 乙は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、甲が指定した期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、返還の期限内に第39条の規定により支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認めるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。
- 9 甲は、乙が第7項の期限内に超過額を返還しなかったときは、その返還しなかった額につき、同項の期限を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第37条 乙は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
  - 3 乙は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 4 乙は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合は、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第38条 乙は、前払金を設計又は工事の材料費、労務費、設計外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(設計又は工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、交通通信費、修繕費、仮設費、現場管理費並びに一般管理費等のうち設計又は工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

- 2 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうち設計又は工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

(部分払)

第39条 乙は、設計又は工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、要求水準書等又は設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、第3項の規定による通知があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は当該請求があつたときは、適法な請求書を受理した日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の契約金額相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の契約金額相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$$

7 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「契約金額相当額」とあるのは、「契約金額相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とする。

- 8 甲が部分払をした既済部分は、甲の所有に帰する。ただし、引渡しは甲が特に指示する場合のほ

か、全体工事が完成するまで行わないものとし、引渡し完了までの管理は乙が善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(指定部分の完了による引渡し及び支払い)

第40条 設計図書又は工事目的物について、各工区その他の甲がこの契約書別紙1又は要求水準書等において設計又は工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の設計又は工事が完了したときについては、第33条中「設計又は工事」とあるのは「指定部分に係る設計又は工事」と、「設計図書又は工事目的物」とあるのは「指定部分に係る設計図書又は工事目的物」と、同条5項及び第34条中「契約金額」とあるのは「指定部分の完了による引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第34条第1項の規定により請求することができる指定部分の完了による引渡しに係る契約金額の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約金額の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第34条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。  
指定部分の完了による引渡しに係る契約金額の額＝指定部分に相応する契約金額の額×(1－前払金額／契約金額)－指定部分に相応する支払済部分払金の額

(債務負担行為に係る契約の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)及びそれに対応する各会計年度の出来高予定額は、この契約書別紙2に定めるとおりとする。

2 甲は、予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第42条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第36条中「この契約が定める事業完了の時期」とあるのは「この契約が定める事業完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第37条中「契約金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 第1項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、乙は、同項の規定により準用される第36条第1項の規定にかかわらず、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、乙は、同項の規定により準用される第36条第1項の規定にかかわらず、契

約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

- 4 第1項の場合において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第4項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第43条 債務負担行為に係る契約において、乙は、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、乙は、契約会計年度以外の会計年度においては、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 契約金額相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {契約金額相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(前払金等の不払に対する設計又は工事中止)

第44条 乙は、甲が第36条、第39条、又は第40条において準用される第34条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、設計又は工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が設計又は工事の施工を中止した場合において、必要があると認めるときは、事業期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 甲は、引き渡された設計図書又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その

期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 設計図書若しくは工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の任意解除権)

第46条 甲は、工事が完成するまでの間は、次条から第50条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第47条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第5項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
- (3) 事業期間内に完成しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に本事業を完成する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号又は第10条の2に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 第11条の2第3項の改善の命令をしたにもかかわらず、相当の期間経過後も、設計及び工事の実施状況が、この契約書及び要求水準書等に定める水準、要件、内容等を満たさないか、満たさないおそれがあると甲が判断する場合
- (6) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第48条 次条及び第50条に定めるもののほか、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して契約金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第5項の規定に違反して譲渡により得た金銭を当該設計又は工事の施工以外に使用したとき。
- (3) 設計図書又は工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に第45条第1項に規定する不適合(以下「契約不適合」という。)がある場合において、その契約不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 乙が設計図書又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 設計図書又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。
- (10) 第52条又は第53条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (11) 乙が建設業法の規定により、営業の停止を受け、又は許可を取り消されたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第49条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対す

る命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第50条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人、営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者、支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団、暴力団員又は暴力団関係者がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと

認められるとき。

(6) 第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約(この契約に係るもの以外の契約を含む。)の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(7) 前2号に掲げる場合のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 甲は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 4 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第51条 甲は、乙が甲の責めに帰すべき事由により第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当することとなったときは、第47条又は第48条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第52条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第53条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により要求水準書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による設計又は工事の施工の中止期間が事業期間の3分の2(事業期間が30日以下の場合にあっては、その事業期間)を超えたとき。ただし、中止が設計又は工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の設計又は工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第54条 乙は、甲が乙の責めに帰すべき事由により第52条又は前条各号のいずれかに該当することとなったときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第55条 甲は、この契約が設計又は工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
  - 3 第1項の場合において、第36条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第39条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第47条から第50条までのいずれか又は次条第3項の規定による場合にあってはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第52条又は第53条の規定による場合にあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。
  - 4 乙は、この契約が設計又は工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 5 乙は、この契約が設計又は工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 6 乙は、この契約が設計又は工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有し又は管理する工事材料、設計の出来形部分(第40条に規定する指定部分の完了による引渡しに係る部分及び第1項に規定する検査に合格した既履行部分を除く)、建設及び調査機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件並びに第6条第3項の規定により、乙から設計の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、又は取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
  - 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条から第50条までのいずれか又は次条第3項の規定による場合は甲が定め、第46条、第52条又は第53条の規定による場合は乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合の当該解除に伴い生じる事項の処理については、甲及び乙が民法の規定に従って協議して定める。

(甲の損害賠償請求等)

第56条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 事業期間内に本事業を完成することができないとき。
  - (2) 設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第47条、第48条又は第50条の規定により設計図書又は工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙は、前項第1号に該当することとなった場合は、甲に対し遅滞なくその理由を申し出なければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の損害賠償に代えて、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第47条、第48条又は第50条により設計図書又は工事目的物の完成前に契約が解除されたとき。
  - (2) 設計図書又は工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 4 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項各号又は第3項各号に定める場合(前項の規定により第3項第2号に該当するものとみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項の規定は適用しない。
- 6 第1項第1号の場合に該当する場合であって、甲が事業期間の経過後相当の期間内に完成する見

込みがあると認めるときは、乙に契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求するものとする。

- 7 第3項の場合(第48条第9号及び第50条の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の損害賠償請求等)

第57条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第52条又は第53条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第34条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第58条 乙は、この契約に関して、第49条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も、同様とする。

- 2 乙は、第49条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 第49条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 第49条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が談合その他不正行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

- 4 前3項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(契約不適合責任期間等)

第59条 甲は、引き渡された設計図書又は工事目的物に関し、第33条第4項又は第5項(第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から設計図書については3年、工事目的物については2年以内でなければ、それぞれ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示し、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。
- 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要な認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。
- 8 甲は、設計図書又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合は、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された設計図書又は工事目的物に係る契約不適合が要求水準書等の記載内容、支給材料の性質若しくは貸与品の性状又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、支給材料若しくは貸与品又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第60条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等に要求水準書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)を付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等に第1項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(妨害等に対する報告義務等)

第61条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 甲は、乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の規定による甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認める場合は、豊田市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

(あっ旋又は調停)

第62条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に甲が定めたものに乙が不服があるときその他この契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっ旋又は調停を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっ旋又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第63条 甲及び乙は、その一方又は双方が審査会のあっ旋又は調停により紛争を解決できる見込みがないと認めたときは、仲裁合意を締結した場合にあっては、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第64条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告等及び指示は、

建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第65条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市契約規則(昭和39年規則第28号)の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。